

京都市告示第642号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月26日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
久我11号線	伏見区久我西出町5番地の15地先から 同町6番地の20地先まで	旧	メートル 86.30	メートル 6.00 ~ 9.01
		新	86.30	9.00 ~ 12.03
久我13号線	伏見区久我西出町6番地の18地先から 同町6番地の10地先まで	旧	94.90	1.46 ~ 2.01
		新	390.50	1.46 ~ 12.03
久我26号線	伏見区久我西出町5番地の15地先から 同町5番地の11地先まで	旧	129.60	1.46 ~ 2.18
		新	127.60	1.46 ~ 9.83

(建設局土木管理部道路明示課)